

# 総務文教常任委員会

R 2 . 2 . 1 2 (水)  
午前 1 0 時 分～  
第 3 委員会室

## 1 開 議

## 2 事務局日程説明

## 3 議案審査

### 市長公室

<ふるさと創生課>

- (1) 第 1 号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算 (第 4 号)
- (2) 第 9 号議案 亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみに係る指定管理者の指定について  
<説明～質疑>

### 生涯学習部

<文化・スポーツ課>

- (1) 第 1 号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算 (第 4 号)
- (2) 第 3 号議案 亀岡市社会体育施設に係る指定管理者の指定について  
<説明～質疑>

### 教 育 部

<社会教育課>

- (1) 第 1 号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算 (第 4 号)
- (2) 第 2 号議案 亀岡市七谷川野外活動センターに係る指定管理者の指定について  
<説明～質疑>

#### **4 討論～採決**

#### **5 陳情・要望について**

- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律に伴う国が行う実態調査に関する陳情書  
(別紙 1)

(休 憩)

#### **6 委員長報告確認**

#### **7 その他**

令和2年1月21日受理  
(郵送)部落差別の解消の推進に関する法律に伴う国が行い<sup>う</sup>実態調査に関する陳情書

## 1 陳情の趣旨

調査の回答に当たっては、参議院付帯決議を尊重すること。  
一部運動団体の求める市独自の調査には絶対応じないこと。

## 2 陳情の理由

部落差別解消法の制定を受け、政府は法6条に規定された「部落差別の実態に係る調査を行うものとする」を具体化するため、昨年3月、人権教育啓発推進センターに調査の内容や調査方法等についての検討を委託した。同センターが設置した有識者会議は、「法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査」「国民意識調査」「インターネット上の部落差別情報の調査」「地方公共団体や教育委員会が把握する部落差別事例の調査」を実施するよう提言。これを受けた法務省は、本年2月7日付けで全国の自治体・教育委員会へ、2014年から5年間の部落差別事例の報告を要請した。

今後、国は国民一人を対象に調査員が直接面談する「国民意識調査」を実施する予定と聞いている。

貴自治体においては、国の求める調査に回答するに当たって、参議院付帯決議で指摘されている「当該調査を実施するに当たっては、新たな差別を生むことがないよう」にすることを遵守するとともに、一部運動団体が求める自治体独自の調査には絶対に応じないよう要望する。

2020年1月20日

亀岡市議会議長 齊藤一義 様

住所 京都市南区東九条西山王町9-9

名称 京都地域人権運動連合会  
執行委員長 山川 明仁

## 令和2年2月特別議会

# 総務文教常任委員会 説明資料

- 第2号議案 亀岡市七谷川野外活動センターに係る指定管理者の指定について
- 第3号議案 亀岡市社会体育施設に係る指定管理者の指定について
- 第9号議案 亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみに係る指定管理者の指定について

指定管理者申請書概要<令和2年度導入・更新施設> (総務文教常任委員会資料)

施設名	指定管理候補者	申請内容						
		管理運営方針	利用者の平等な利用の確保	利用者に対するサービスの向上	施設の効果的な活用	管理経費の削減	施設の適切な維持管理	施設の適切な運営
亀岡市七谷川野外活動センター	千歳町自治会	生涯学習の場として、青少年の育成及び市民の交流を推進するために、安全快適に気持ち良く利用できるよう管理運営を行う。	特定の団体や一部の者に偏ることなく、全ての利用者が等しく平等に利用できるよう適切に対応する。	七谷川野外活動センターのPRについて充実を図り、利用しやすい身近な施設としての認識度を向上させる。亀岡市の広報誌に施設情報を掲載する。ホームページを開設し、随時更新する。観光スポットパンフレット等を活用する。アンケートをお願いして利用者の声を聞き、改善点を探すことに努め、リピーターを増やす。	自然豊かな環境を活かし、季節ごとの利用者増を図ることとし、春は桜、夏はキャンプ、秋は紅葉などの当センターの魅力を利用者が十分に満喫できるようにする。地域の史跡、神社仏閣、丹波七福神巡りなどと合わせて利用できる工夫をすすめる。	経費の削減と併せて、安全確保やサービス向上のため職員の効率的な配置に努める。具体的には、利用者が減少する冬季の職員配置を削減し、桜や夏場の繁忙期に増員充実する。	各施設の安全点検と調理器具安全使用の徹底を図る。キャンプ場、芝生広場、周辺樹木の定期的な害虫駆除、草刈り、危険な枯れ枝除去等の作業を行うとともに、指定管理者賠償保険等に加入して万全な体制を整える。	接客研修・施設の安全研修・衛生研修・個人情報保護に係る研修を実施。月毎の打ち合わせ時研修の実施。キャンプ場の先進地視察研修の実施。
亀岡市社会体育施設	公益財団法人 亀岡市スポーツ協会	1. 市民スポーツの推進 2. 競技力の向上 3. 指導者の資質の向上と養成 4. スポーツ少年団の育成と拡充 5. 指定管理施設の有効活用	(1) 市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるといふ社会体育施設としての趣旨に基づき、平等な利用の確保に努める。 (2) 公的機関、団体等の主催する行事、大会等他に、市発行の「キラリ☆亀岡おしらせ」で市民に調整内容を広報し、それらも含めて前年度内に次年度の利用の調整を行う。公共性の高いものから優先的に決定し、施設が競合する場合は、事前調整を図り、利用者の理解と協力により、平等な利用の確保に努める。 (3) 生涯スポーツ事業の方針に基づき、当協会の自主事業は施設利用者に十分な配慮をして開催する。 (4) 施設設置者(本市)とも情報交換を図るために定期会議を開催して意志の疎通を図り、利用者の安全・安心な環境作りを努めると共に平等な施設管理に努める。	亀岡市スポーツ協会の持っているノウハウを生かし、市民へのスポーツ啓蒙を行い、スポーツ教室、スポーツレクリエーションを開催し競技種目の底辺拡大、スポーツに対する興味関心を高め、施設利用者の拡大、サービスに努める。 (1) 施設利用時間・受付時間の延長等、利用者の利便性を高めるため、その要望に対し柔軟に対応し、施設の利用拡大に努める。 (2) 障がい者用の駐車場も確保し、障がい者や高齢者の利用しやすい施設を目指す。 (3) スポーツ協会のホームページをより充実し、市民・利用者への情報提供に努める。 (4) 飲料水の自動販売機を設置し、利用者へのサービス向上を図る。	(1) スポーツ協会加盟競技団体(野球・ソフトボール・サッカー等)による競技会や各種スポーツ教室等を開催し、施設利用促進に繋げる。 (2) 地域スポーツ団体・企業等に対して、運動会、グラウンドゴルフ大会等での施設利用を呼び掛け、利用促進を図る。 (3) スポーツ少年団、小・中学校のスポーツ活動への積極的な施設利用を図る。 (4) 平日の利用促進のため、高齢者の加入が多いスポーツ団体(ゲートボール・グラウンドゴルフ等)へ利用の呼び掛けを行う。	(1) スポーツ協会加盟の競技団体、スポーツ少年団に清掃活動・施設整備活動と呼び掛け、より良好な施設の維持管理に努める。 (2) 利用後の「グラウンド整備」、「ゴミの持ち帰り」等利用マナーの啓蒙に努めるとともに、管理経費の削減を図る。	(1) 施設を安全・安心に利用いただくため、日常点検による不良箇所の早期発見、迅速な修繕に努める。 (2) 危機管理マニュアルに基づき、迅速な対応ができるよう研修や訓練を行う。また医療機関、関係機関との連絡体制を整備し、職員や施設利用者に徹底を図る。 (3) 施設が屋外であるため、AEDの常備が困難であるが、利用者に貸し出すことにより、安全安心な施設利用を目指す。	職員として必要な知識、技術等を習得するため研修計画を策定し実施する。
亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのらみ	株式会社 ちいおりアライアンス	企画段階から本施設の事業に参画しており、平成30年度・令和元年度においては施設運営事業を受託している。地域とのつながりや事業への理解も進み、全国的な発信も実施できている。宿泊事業を軸としながら交流イベントなども開催し、移住及び観光促進を図っていく。	利用者の予約は、主にインターネットにて行う。インターネットは、誰でも24時間予約や情報を収集できる公平なシステムとなっている。インターネットを利用できない方には、電話での予約や問い合わせが可能。特定の者のみが対象となる料金割引、優先予約は原則として行わない。	滞在をより楽しんでいただくためのオプションメニューを提供していく。亀岡の食材を生かした地元料理店等による朝・夕食の提供、城下町ガイドツアー、文化体験の実施等。施設案内、備品の取扱説明書を完備するほか、チェックイン時にスタッフが十分に施設利用方法についてご説明し、不自由なく滞在していただけるよう受け入れ時の接客を徹底する。アンケートにより出てきた対応すべき課題については即改善を基本とする。	オンライントラベルエージェントの拡充を図る。また、HPのアクセス数等の集計、分析を毎月行い、改善を適宜行っていく。SNSとのリンクを継続して施設の認知促進と、予約増につなげていくほか、メディアとの協力を図り露出を強化していく。季節、時期等の変化する需要に合わせて、料金設定を細分化・最適化する。清掃作業を近隣の住民を雇用し、運営に協力していただく。ガイドツアー、文化体験などに亀岡市民に講師を務めてもらい、地域の力を活かした運営をしていく。自主事業では、申請者が集客などの管理、地域のお店、住民はサービスの提供と役割分担を行い、双方に負担の少ない形で運営を行い、管理運営業務との両立を図る。	これまでの実績、お客様の声から判断し、満足度に影響せず高コストになっていると判断されるものは削減していく。サービスの質が低下し、顧客満足度低下につながる可能性があるものは原則、実施しない。	宿泊者チェックアウト後の室内清掃時及び宿泊前準備の際、室内設備の異常や不具合の有無を点検。不具合や異常があれば速やかに社内で報告し、社内で対応可能なことについては対処する。社内で対応できないことであれば、速やかに亀岡市に報告、相談をし、対応策を協議する。年間を通して整備確認のため、予約状況を考慮して1日程度全棟点検を行う。避難勧告等が発令された際は、スタッフがお客様に対して避難等の対応を行う。火災発生時はすみやかに消防へ通報し、宿泊者は避難させ、可能な範囲で当社スタッフも消火活動を行う。	職員配置 代表取締役1名一取締役1名一現地スタッフ2名一清掃管理スタッフ約8名  職員研修計画 先行事業である「桃源郷祖谷の山里」「古街の家」において現地のスタッフと運営ノウハウや成功事例の共有を目的とした研修を行っていく。 また、自社だけでなく、他社運営施設についても随時視察を行い、自社の運営に活かし、運営ノウハウの向上を図っていく。

## 亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの

### 管理運営に関する基本協定書（案）

亀岡市移住・定住促進施設設置条例（平成30年条例第4号。以下「条例」という。）第24条第1項の規定により亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの管理運営を行わせるため、亀岡市長（以下「発注者」という。）と亀岡市長が指定した株式会社ちいおりアライアンス（以下「受注者」という。）は、亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの管理運営にあたり、次のとおり基本協定を締結する。

#### （趣旨）

- 第1条 この基本協定は第3条の規定による期間（以下「協定期間」という。）の亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの管理運営に関し必要な事項を定めるものとし、発注者及び受注者は、この協定書に定めるもののほか、仕様書に従い信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。
- 2 受注者は、亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの設置目的及び指定管理者が行う業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
  - 3 第1項の仕様書に明示されていない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

#### （管理運営）

第2条 発注者は受注者に次の施設の管理運営業務を委任する。

- (1) 名 称 亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみ
- (2) 所在地 亀岡市西堅町14・15番地
- (3) 建物概要
  - ①木造瓦葺2階建て  
建築面積143.79㎡、延床面積154.84㎡
  - ②木造瓦葺平家建て  
建築面積46.56㎡、延床面積46.56㎡
  - ③土蔵造瓦葺2階建て  
建築面積20.00㎡、延床面積40.00㎡
  - ④木造瓦葺平家建て  
建築面積9.61㎡、延床面積9.61㎡
- (4) 施設概要 ①宿泊室「応挙」（定員5人）及び「梅岩」（定員3人）

- ②宿泊室「了以」（定員3人）
- ③倉庫
- ④管理用詰所ほか

（協定期間）

第3条 この基本協定期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（管理運営業務の内容）

第4条 亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの管理運営業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 条例第5条に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの使用に関する付随業務（使用の許可、使用料の徴収、使用の停止及び使用許可の取消し等）
- (3) 亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの施設及び設備の維持管理（軽微なものに限る）に関する業務
- (4) その他亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの管理に関する業務で発注者が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別添亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみ仕様書のとおりとする。

（業務主任の配置）

第5条 受注者は、業務履行について業務上の管理をつかさどる業務主任を定め、書面をもって発注者に通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

（事業計画）

第6条 受注者は、別紙1事業計画に記載された内容に基づき、亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの管理運営を実施しなければならない。

（使用時間）

第7条 使用時間は条例第3条別表第1のとおりとする。ただし、受注者が必要と認めるときは、発注者の承認を得て変更することができる。

（原形変更の承認）

第8条 受注者は、施設の原形を変更しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

(事故等)

第9条 受注者は、故意又は過失により、その管理する公の施設又は付帯施設等を損傷し、又は滅失したときは、事故報告書を発注者に提出するとともに、それによって生じた損害を発注者に賠償しなければならない。ただし、発注者が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(個人情報の保護)

第10条 受注者は、亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの管理運営業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報の公開)

第11条 受注者は、亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの管理に関して保有する情報の公開については、亀岡市情報公開条例（平成12年条例第32号）を遵守しなければならない。

2 受注者は、前項に規定する情報であって発注者が保有していないものに関し、発注者から提供の申出があったときは、発注者に当該情報を提出しなければならない。

(備品等の扱い)

第12条 受注者は、指定期間中、別紙備品一覧に示す備品等（以下「備品等（I種）」という）を常に良好な状態に保ち、また、備品管理台帳を作成することとする。

2 備品等（I種）が経年劣化により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、発注者は、受注者との協議により、必要に応じて発注者の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

3 受注者は、故意または過失により備品等を毀損滅失したときは、発注者との協議により、必要に応じて発注者に対しこれを弁償または受注者の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。

4 受注者は、第2項に定めるもののほか、受注者の任意により備品等を購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。（以下「備



品等（Ⅱ種）」という。）

5 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 備品等（Ⅰ種）については、受注者は発注者または発注者が指定するものに対して引継がなければならない。

(2) 備品等（Ⅱ種）については、原則として受注者が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、発注者と受注者の協議において両者が合意した場合、受注者発注者または発注者が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

(業務報告の聴取等)

第13条 発注者は、亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの管理運営の適正を期するため、受注者に対し、その管理運営業務及び経理の状況に関して、定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

2 受注者は、代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員）に変更があった場合は、7日以内に発注者に変更内容を提出しなければならない。

(業務報告書の作成及び提出)

第14条 受注者は、毎月終了後10日以内に月次報告、毎年度終了後30日以内に年次報告として、亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみに関し、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、年度の途中において次条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して15日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 月次報告

- a) 利用状況
- b) 利用料金の収入状況
- c) 保守点検等の実施状況
- d) その他施設の管理上特別に実施した業務

(2) 年次報告

- a) 管理運営業務の実施状況
- b) 利用状況及び利用拒否等の件数・理由
- c) 利用料金の収入実績
- d) 管理経費の収支状況
- e) その他発注者が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第15条 発注者は、受注者が次の各号に該当するとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理運営を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 関係法令、条例、規則又はこの基本協定に違反したとき。

(2) 亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの管理業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 募集要項において定める排除措置の対象者に該当したとき。

(3) 受注者が指定の解除を申し出たとき。

(4) その他発注者の指示に従わないとき。

2 前項の規定により発注者が指定管理者の指定を取り消したときは、受注者は、既に受領した管理経費を発注者に返還しなければならない。ただし、基本協定期間の中途において指定を取り消したときは、発注者・受注者で協議して返還金の額を算出するものとする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合においては、受注者に損害が生じても、発注者はその賠償の責を負わない。

(利用料金)

第16条 利用者が納付する利用料金は、受注者の収入とする。

2 受注者は、利用料金の額、支払方法等について、利用者への十分な周知に努めなければならない。

(指定管理料)

第17条 発注者は、受注者が業務を実施するために必要な経費として、毎年度予算の範囲内で、指定管理料を支払うものとする。

2 前項の規定により発注者が支払う指定管理料の額は、発注者・受注者が協議して年度協定に定めるものとする。

(納付金)

第18条 受注者は、管理運営を行った結果超過収益が生じた場合は、指定期間中毎年度終了後30日以内に、発注者に対して納付金を支払う。

2 受注者が発注者に対して支払う納付金の内容は、別途締結する年度協定書により定めるものとする。

(原状回復義務)

第19条 受注者は、その指定期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理を行わなくなった公の施設の当該部分を速やかに現状に復しなければならない。ただし、発注者の承認を得たときはこの限りではない。

(損害の賠償)

第20条 受注者は、亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの管理運営業務の履行にあたり、受注者の責に帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第21条 不可抗力(地震・落雷・暴風雨・洪水・異常降雨・土砂崩壊などの天災及び戦争・テロ・暴動などの人災並びに法令変更など発注者及び受注者の責めに帰すことのできない事由)が発生した場合、受注者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第22条 前条の不可抗力の発生に起因して受注者に損害・損失が発生した場合、受注者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受け取った場合、損害の状況の確認を行ったうえで発注者と受注者の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して発注者に損害・損失が発生した場合、当該費用については発注者が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第23条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、受注者は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 受注者が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、発注者は受注者と協議のうえ、受注者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を管理経費から減額することができるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第24条 受注者は、この基本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第25条 受注者は、この基本協定に定める管理運営業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(管理運営業務の内容の変更等)

第26条 発注者は、必要があるときは、管理運営業務（以下この項において「業務」という。）の内容を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。この場合は、発注者・受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

2前項において、受注者が損害を受けるときは、発注者はその損害を賠償するものとし、その賠償額は発注者・受注者が協議して定める。

(目的外使用)

第27条 受注者は、利用者の利便性向上のため、亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみを条例第24条第3項で定めている業務以外に使用する場合は、あらかじめ発注者の許可を得なければならない。

(緊急時対策等)

第28条 受注者は、緊急時対策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員を指導しなければならない。

(災害時協力)

第29条 受注者は、亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみが災害時において、避難施設、避難場所等の防災拠点に位置付けられる場合には、亀岡市災害対策本部等の指揮の下で、必要な協力を行うものとする。

(連絡調整会議等の設置)

第30条 発注者と受注者は、管理運営業務を実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議を設置する。詳細については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(管理業務の範囲外の業務)

第31条 受注者は、亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの設置目的に合致し、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 受注者は、自主事業を実施する場合は、発注者に対して業務計画書を提出し、事前に発注者の承諾を受けなければならない。その際、発注者と受注者は必要に応じて協議を行うものとする。

(協定の変更)

第32条 本協定の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、発注者・受注者が協議のうえ、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第33条 この基本協定に定めのない事項又はこの基本協定の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者・受注者が協議してこれを定めるものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、発注者・受注者が記入押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月 日

発注者 住所 亀岡市安町野々神8番地  
氏名 亀岡市長 桂川 孝裕

受注者 住所 徳島県三好市東祖谷釣井209  
氏名 株式会社ちいおりアライアンス  
代表取締役 井澤 一清

別紙1 事業計画書

(1) にのうみの施設管理に関する業務

- ア 施設管理及び保守点検業務
- イ 警備・防災業務
- ウ 庭園等維持管理業務
- エ 小規模な修繕等

(2) にのうみの利用促進に関する業務

- ア 宿泊利用に係る業務
- イ 移住体験利用に係る業務
- ウ 日中利用に係る業務
- エ 自主事業の実施
- オ 利用者に対するにのうみの案内等
- カ 要望や苦情、トラブル等への対応
- キ 駐車場の確保
- ク にのうみの利用に関する相談、各種問合せへの対応
- ケ 広報業務、自主事業、使用促進のPR等
- コ にのうみ利用に関する統計基礎資料の作成

(3) にのうみの使用許可、利用料金の徴収等に関する業務

- ア 宿泊利用等の使用許可等に関する業務
  - ① 予約の受付、調整
  - ② 使用許可申請書の受理、使用許可書の発行等
- イ 利用料金の決定及び徴収に関する業務
  - ① 利用料金の決定
  - ② 利用料金の徴収及び還付、減免の決定等
  - ③ 利用料金等の周知

(4) その他必要な業務

- ア 鍵の管理
- イ 郵便物等の管理
- ウ 文書の管理
- エ 事業報告
- オ 備品の管理
- カ 拾得物の管理
- キ その他にのうみの管理に関して必要な業務

## 別紙 2

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 受注者は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (収集の制限)

第3条 受注者は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第4条 受注者は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な規定を整備し、厳格な運用を行わなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6条 受注者は、この協定による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第7条 受注者は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8条 受注者は、この協定による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注

者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 受注者は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は協定の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 受注者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。





# 令和2年度亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの

## 管理運営に関する年度協定書（案）

亀岡市長（以下「甲」という。）と亀岡市長が指定した株式会社ちいおりアライアンス（以下「乙」という。）とは、亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみ（以下「にのうみ」という。）の管理運営について締結した亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの管理運営に関する基本協定に基づき、当該年度における協定書（以下「年度協定」という。）を次のとおり締結する。

### （年度協定の期間）

第1条 この年度協定の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

### （管理運営）

第2条 甲は、にのうみの管理運営業務に必要な経費（以下「管理経費」という。）として、金3,689,972円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額335,452円）を乙に支払うものとする。

なお、上記記載の消費税及び地方消費税の額は、この協定の業務完了日の税率により算出したものであり、消費税率及び地方消費税率が変更されず、この協定においても消費税及び地方消費税の減額が必要となった場合は、甲乙で年度協定の変更を行うものとする。

### （管理経費等の支払い）

第3条 甲は、管理経費を別紙のとおり、2期に分割して乙に支払うものとする。

2 移住体験利用に係る宿泊利用との差額については、差額分を年度末に支払うものとする。

3 甲が発行した利用券等の利用があった場合、宿泊利用料相当分を年度末に支払うものとする。

### （施設の維持修繕等）

第4条 施設の大規模な改築、改造若しくは修繕又は新設、増築若しくは移設に要する費用は、原則として亀岡市が負担するものとする。ただし、小規模の修繕については、甲の承認を得て、指定管理者が管理経費の範囲内で行うものとする。

(疑義等の決定)

第5条 この年度協定に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年 4月 日

甲 住 所 亀岡市安町野々神8番地  
氏 名 亀岡市長 桂川 孝裕

乙 住 所 徳島県三好市東祖谷釣井209  
氏 名 株式会社ちいおりアライアンス  
代表取締役 井澤 一清

## 総務文教常任委員長報告

(R 2 . 2 . 1 2)

**総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。**

まず、**第1号議案、令和元年度一般会計補正予算（第4号）の本委員会所管分**であります。公の施設の管理に係る指定管理者の指定と合わせ、その経費について、計画的に事務執行を進めるため、債務負担行為について予算に定めるものであります。

**採決の結果は、指定管理委託料の内容に不明瞭な部分があるとの反対意見がありましたが、賛成多数により原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第2号議案、亀岡市七谷川野外活動センターに係る指定管理者の指定、第3号議案、亀岡市社会体育施設に係る指定管理者の指定**は、各施設の管理に関し、地方自治法の規定に基づき、指定管理者を指定しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第9号議案、亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみに係る指定管理者の指定**は、各施設の管理に関し、地方自治法の規定に基づき、指定管理者を指定しようとするものであります。

提案内容に問題もあるが、協定書で整理していくことができるとの賛成討論と、決算特別委員会における事務事業評価結果とは違う指定管理契約内容となっているとの反対討論がありましたが、採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、移住・定住促進施設「離れ」にのうみ指定管理に係る協定書の作成にあたり指摘された問題点については、議会と協議を行うよう指摘するものです。

**以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。**